

千代田区重症心身障害児等在宅レスパイト事業のご案内

千代田区では、在宅生活で訪問看護サービスを利用する障害等をもつ児童とその家族を対象に、在宅でのレスパイト事業を行います。重度・重症心身障害のある児童や医療的ケアを必要とする児童等の居宅に看護師等が訪問し、家族の方に代わり医療的ケアを含む介助や見守りを行います。

1 事業名 千代田区重症心身障害児等在宅レスパイト事業（以下、在宅レスパイト事業）

2 利用できる方

区内に住所を有し、在宅における生活で現在訪問看護サービス等を利用している障害をもつ18歳未満の児童のうち、以下のいずれかの状態・状況にあるものと同居する家族等。

(1) 重度の知的障害（療育手帳又は東京都愛の手帳の1度又は2度）を有し、かつ重度の肢体不自由（身体障害者手帳1級又は2級の下肢、体幹又は移動機能障害）を有する又は、同程度の状態であると認められる児童。

(2) 日常生活を営む上で以下にある医療的ケアを必要とする児童。

- ①人工呼吸器管理 ②気管内挿管、気管切開 ③鼻咽腔エアウェイ ④酸素吸入
- ⑤たん吸引（6回／日以上）の頻回の吸引 ⑥ネブライザー ⑦中心静脈栄養（IVH）
- ⑧経管栄養（経鼻・胃ろう含む） ⑨腸ろう・腸管栄養 ⑩定期導尿
- ⑪人工肛門・人工膀胱 ⑫継続する透析（腹膜灌流を含む）

(3) その他、障害をもつ児童で区が当事業の利用を必要と認めた児童。

3 利用料金（自己負担額）

*所得に応じた負担額になります。96時間までは無料。96時間を超えた場合、下記自己負担額が発生します。

世帯等の課税状況		利用料金（自己負担額）					医師指示書 作成料金
		2時間	2時間 30分	3時間	3時間 30分	4時間	
区分1	生活保護受給世帯 区民税非課税世帯	0円	0円	0円	0円	0円	0円
区分2	区民税課税世帯	180円	220円	270円	310円	360円	一律3,000円 まで助成

4 医師指示書作成料金の助成

- ・サービスの申請に必要な医師指示書にかかる作成料金については、一律3,000円を上限に補助します。

サービス利用の流れ

■ 申請の前に

- ・利用対象に該当しているかご確認ください。
- ・在宅レスパイトサービス医師指示書の様式を区から取り寄せ、主治医に作成を依頼し、記載をしてもらいます。医師指示書の作成料をお支払いの上、必ず領収書をもってください。（医師指示書作成料の助成があります。）
- ・在宅レスパイトサービスに関する様式は区のホームページからダウンロードできます。
- ・事業についてご不明な点は、以下の問い合わせ先にご連絡ください。

■ 申請に必要な書類（提出先は児童・家庭支援センター発達支援係）

①身体障害者手帳又は愛の手帳（療育手帳）写

＊手帳を未取得の方は、東京都重症心身障害児在宅療育支援事業の決定通知等、心身の状態を確認できるものをご用意ください。

②利用申請書（千代田区重症心身障害児等在宅レスパイト事業利用登録申請書）

③医師指示書（千代田区重症心身障害児等在宅レスパイト事業医師指示書）及び作成料金の領収書

＊現在、訪問看護サービスを利用されている方は、最新の「訪問看護医師指示書」でも申請できます。

「訪問看護指示書」では、「他の訪問看護ステーションへの指示」欄などに、レスパイトで申請する事業所すべての名前が記入されているものをご用意ください。

④医師指示書作成費助成金交付請求書兼請求書

■ 利用登録

- ・区は申請書類一式を確認し、利用の決定・登録をします。（年1度の更新が必要です）
- ・後日、利用決定通知書がご自宅に郵送されます。
- ・医師指示書（訪問看護指示書）の内容は区から訪問する事業者へ情報提供します。

■ 利用予約

- ・利用決定通知書を訪問する事業所に示し、在宅レスパイトサービスの利用希望日時について事業所に予約をしてください。

■ サービス利用

- ・訪問看護師等が行う医療的ケアは、呼吸管理・栄養管理等、医師指示書に記載された内容です。
- ・サービス提供時間中は、入浴や家事等の介助・支援は行いません。
- ・利用時間は**年間208時間**を超えない範囲で、2時間から、30分単位での利用が可能です。
- ・年間時間数について、ご家庭でも数を数えていただくようご協力お願いいたします。

■ 利用料の支払い

- ・**年間96時間**までは**無料**となります。それ以上利用される場合は、利用決定書に記載された自己負担金額を、利用時間に応じて直接事業者にお支払いください。

■ 訪問する事業所について

安全にサービス提供をするため、サービスを提供する訪問看護等の事業者は、原則、現在、医療保険で訪問看護を受けている事業所に限ります。訪問する事業者と区が委託契約を結んだ後、サービス利用が可能となります。

【 お問い合わせ 】 千代田区児童・家庭支援センター 発達支援係 電話 5296-9281
FAX 5298-0240